

5 学籍

◆修業年限・在学年限

本学の修業年限（卒業の要件とする在学年数）と在学年限（在学できる年数の上限）は、以下のとおりです。

	修業年限	在学年限
学部	4年	8年
修士課程 博士前期課程	2年	4年
博士後期課程	3年	6年

※休学期間は、修業年限・在学年限に算入しません。

◆氏名、住所、電話番号等の変更

学生および保証人の住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに「身上異動届」を学生カウンターへ提出してください。

特に、学生の氏名や住所は、証明書、学位記、免許状などに使用されますので、変更があった場合は必ず「身上異動届」を提出してください。

◆休学

疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、休学しようとする日より前に、学生カウンターへ「休学願」を提出してください。学期の初めからの休学を希望する場合、新しい学期が始まる前に（前期は3月、後期は9月までに）学生カウンターへ提出してください。

休学期間

1度に申請できる期間は1年以内です。

休学期間は、在学年限には算入しません。ただし、以下のとおり休学期間の通算年限を超えることはできません。

	休学期間の通算年限
学部	4年
修士課程 博士前期課程	2年
博士後期課程	3年

休学期間の延長

休学期間の延長が必要な場合は、「休学期間延長願」を提出してください。この場合の手続きも、当初の休学時に準じて行ってください。

◆復学

休学している者が復学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、復学しようとする日より前に、学生カウンターへ「復学願」を提出してください。

◆退学

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、退学しようとする日より前に、学生カウンターへ「退学願」を提出してください。

◆除籍

在学年限に達した者、休学期間の通算年限（「◆休学」参照）に達しても復学することができない者、授業料の未納者などは除籍されます。

◆懲戒

学則その他本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした場合は、懲戒（訓告、停学、退学）となります。